

# 小値賀町定住促進住宅入居者募集

## 回覧

下記のとおり入居者を募集します。

名称	構造	面積	月額家賃	位置
木場地区定住 促進住宅A棟	木造平家建2L DK（家族用）	52.79㎡ (15.97坪)	30,000円	小値賀町前方郷 895番地1
笛吹在地区定住 促進住宅D棟	木造平家建1K (単身用)	30.61㎡ (9.26坪)	25,000円	小値賀町笛吹郷 2023番地1

### ①入居資格

※間取り図は裏面にあります。

- (1) 入居者のうち1名以上がUターン者であり、その者が既に町において就業している、若しくは、就業が確定していること。
- (2) 町若しくは前居住地の自治体において、入居者全員が町税等の滞納のないこと。
- (3) 家賃を支払う能力を有すると認める者。
- (4) その者及び現に同居し、又は同居しようとする家族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 令和3年3月1日以降に町へ転入したUターン者、及びその家族。
- (6) Uターン者においては、町内の実家へ入居が可能ではない状態であること。

### ②申込方法

※申込書は総務課窓口若しくはホームページからダウンロードできます

申込書（様式第1号）及び、下記書類を添えて提出してください。

- 1) 申込者及び同居する者全員の住民票の写し（マイナンバー記載は不要）
- 2) 申込者が本人であることを証明する書類（運転免許証等写真入りの証明書）
- 3) 申込者及び同居する者全員の納税状況を証明する書類  
(本町若しくは前住所地の自治体)
- 4) 雇用されていることを証明する、事業主からの証明書  
(雇用開始前の場合は採用決定を証明するもの)

### ③申込締切

**令和6年3月22日（金）17時**

### ④お問い合わせ先・申込先

小値賀町総務課企画係 TEL:0959-56-3111



木場地区定住促進住宅

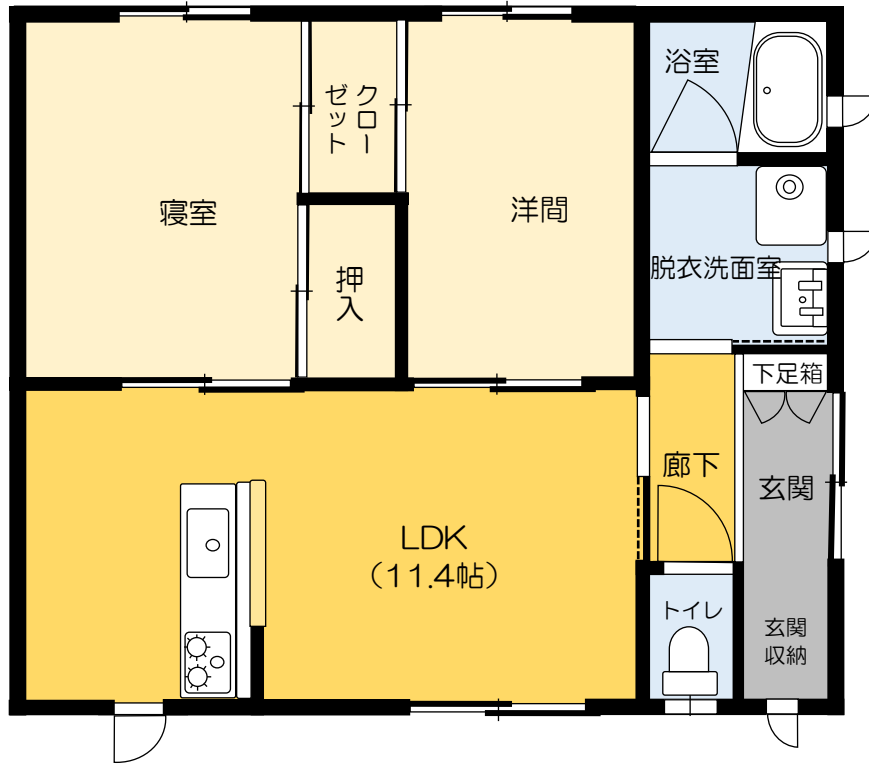
### ⑤入居期間

住宅の入居期間は、**町への転入日から数えて原則1年以上3年以内**。

### ⑥入居の決定

- 1) 申込者が、募集戸数を超える場合においては、小値賀町定住促進住宅設置要綱別表第3に定める優先度に応じ、入居者を決定する。【優先度1：就業が決定している定住希望者及びその家族、優先度2：既に島内で就業している、Uターン者及びその家族】
- 2) 優先順位の定め難い者については、申込者の抽せんにより入居者を決定する。

## 家族向け住宅



## 単身向け住宅

